⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、北海道開発局長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　石狩振興局及び空知総合振興局管内　札幌開発建設部契約企画課　札幌市中央区北２条西19丁目（電話011―611―0309）

⑵　渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）

⑶　後志総合振興局管内　小樽開発建設部契約課　小樽市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）

⑷　上川総合振興局管内　旭川開発建設部契約課　旭川市宮前１条３丁目３―15（電話0166―32―2451）

⑸　胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）

⑹　釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　釧路市幸町10丁目３（電話0154―24―7135）

⑺　十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　帯広市西５条南８丁目（電話0155―24―2903）

⑻　オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　網走市新町２丁目６―１（電話0152―44―6898）

⑼　留萌振興局管内　留萌開発建設部契約課　留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）

⑽　宗谷総合振興局管内　稚内開発建設部契約課　稚内市末広５丁目６―１（電話0162―33―1064）

⑾　北海道外、共同企業体　北海道開発局事業振興部工事管理課　札幌市北区北８条西２丁目（電話011―709―2311、メールアドレス　hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp）

競争参加者の資格に関する公示

国土交通省の地方整備局（港湾空港関係。）が発注する建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格で、令和８年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。

令和８年３月31日

国土交通省

東北地方整備局副局長　藤井　政人
関東地方整備局副局長　森　信哉
北陸地方整備局副局長　神谷　昌文
中部地方整備局副局長　中原　正顕
近畿地方整備局副局長　石原　洋
中国地方整備局副局長　吉田　敏晴
四国地方整備局次長　水口　幸司
九州地方整備局副局長　酒井　浩二

◎調達機関番号　020

◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、401　工事種別及び業種区分

⑴　建設工事　建設工事（港湾空港関係）の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

①　空港等土木工事（土木一式工事）
②　港湾土木工事（土木一式工事）
③　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
④　空港等舗装工事（舗装工事）
⑤　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

⑵　測量・調査及び建設コンサルタント等業務　測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分は次に掲げるとおりとする。

①　測量・調査
②　建設コンサルタント等

2　申請の時期及び場所

申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時、申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けていない者である場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した国土交通省地方整備局の総務部経理調達課において申請を受け付けるものとする。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）」（以下、「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子メール、郵送又は持参により提出するものとする。申請書及び添付書類（以下、「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し等
③　業態調書
④　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤　申請者が、その設立から５（建設工事）②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の特別事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑥　申請者が、その設立から５（建設工事）②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑦　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規